

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 食品リスク管理向上対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部生活衛生課 食品安全対策係/食品指導係 電話番号：058-272-1111(内3421)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,488 千円 (前年度予算額： 2,564 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,564	0	0	0	0	0	0	0	2,564
要求額	2,488	0	0	0	0	0	0	0	2,488
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

・平成27年4月、JAS法、食品衛生法、健康増進法（栄養成分表示）の表示の部分が一元化され食品表示法が施行された。また、例年表示基準の改正があり、ルールが複雑化していることから、そのため、事業者に食品表示法について周知し、消費者が食品を購入する際の重要な情報源である食品表示の適正化を強力的に推進していく必要がある。

(2) 事業内容

○食品リスク管理向上対策事業 2,488千円

食品表示の適正化を図るために、関係法令に基づく食品表示の監視指導を実施するとともに事業者向け講習会を開催する。令和6年度は、食品表示基準の改正に伴う、表示の変更を中心に適正化を図ります。

ア 食品表示の監視指導（食品表示法、米トレーサビリティ法）

イ 食品表示総合講習会の開催

ウ リーフレット等の作成

(3) 県負担・補助率の考え方

食品表示に関する調査指導及び食品営業施設における衛生管理はいずれも県が所掌する事務であるため、県負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	212	食品指導監視旅費、会費旅費等
需用費	910	検査試薬購入費、事務用品購入費等
役員費	1,141	食品表示マニュアル年間契約料、郵送料等
委託料	189	食品表示真正性検査委託料
使用料	36	食品表示総合講習会会場借上費
合計	2,488	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画及び岐阜県食品衛生監視指導計画に基づいて実施する事業

(2) 国・他県の状況

食品表示法、米トレーサビリティ法に基づき、他県でも同様の取り組みが行われている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

食品関係事業者がコンプライアンス意識を持って、自主的な衛生管理に取り組むとともに、食品の適正表示を行うことによって、食品の安全性を確保します。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R6)	
					達成率	
① 食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数（累計）	-	946人	2,500人	-	-	-
① 食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数	-	-	-	200人 ※食品安全行動基本計画第5期（R6年度～）に基づき目標変更	200人	-

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>各種の事業施策により、事業者に対する表示制度の周知、コンプライアンス意識の向上を図り、適正表示を推進しました。</p> <p>（1）食品表示の適正化 ア 食品表示の監視指導 イ 食品表示総合講習会の開催（1回 150人参加） ウ 食品安全対策モニター（363人）の配置と研修</p>
令和3年度	<p>各種の事業施策により、事業者に対する表示制度の周知、コンプライアンス意識の向上を図り、適正表示を推進しました。</p> <p>（1）食品表示の適正化 ア 食品表示の監視指導 イ 食品表示総合講習会の開催（1回 90人参加） ウ 食品安全対策モニター（367人）の配置と研修</p> <p>指標① 目標：500人 実績：90人 達成率：18%</p>
令和4年度	<p>各種の事業施策により、事業者に対する表示制度の周知、コンプライアンス意識の向上を図り、適正表示を推進しました。</p> <p>（1）食品表示の適正化 ア 食品表示の監視指導 イ 食品表示総合講習会の開催（2回 255人参加） ウ 食品安全対策モニター（325人）の配置と研修</p> <p>指標① 目標：500人 実績：255人 達成率：51%</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>全国的に偽装表示事件が後を絶たない中、県民が安心して食品を選択するためには、食品表示の適正化が不可欠です。また、事業者自身のコンプライアンス意識の向上は、食品の安全性確保の面で最も重要な要素です。</p>
<p>・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 3	<p>食品取扱施設に対する関係機関の合同監視において、R4年度は食品表示法では16,672品目の食品表示を調査したところ、269品目の不適正表示を発見し、改善指導を行うことにより表示の適正化を図ることができました。また、事業者の食品表示や衛生管理に対する理解促進、コンプライアンス意識の向上を図る上で、食品表示等総合講習会は重要な役割を果たしています。</p>
<p>・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 2	<p>食品表示は関連法令が多岐にわたり内容も複雑であるため、食品表示を所管する各関係機関による合同監視の実施、食品表示適正化強化月間の設定など効率的な監視指導を実施しています。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>効果的な指導を実施するためには、取り扱う食品の種類や業種、施設の規模などに応じたきめ細かな指導を行っていく必要がある。 また、食品表示法が施行され、消費者や事業者にとって分かりやすい表示制度として運用できるよう、周知・普及に努めていく必要がある。 新しい表示制度が令和2年4月1日から義務化された。また、全ての加工食品の原料原産地の表示が令和4年3月末までに義務化、令和5年4月から新たな遺伝子組換え食品の任意表示制度施行、令和7年4月からアレルゲンのくるみが表示義務化等の食品表示基準の改正に照らして、指導の強化を行っていく必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き制度周知、コンプライアンス意識の向上を図り適正表示を徹底する必要がある。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	

